

事務ガイドライン第三分冊：金融会社関係「１１ 確定拠出年金運営管理機関関係」（新旧対照表）

改 正 後	現 行
【本編】 １１－５ 行政処分を行う際の留意点 １１－５－５ 監督処分のお知らせ （１） （略） （２） 法第１０６条の規定による公告を行った場合は、当該公告に係る<u>宣報</u>を、遅滞なく、監督局長に対して送付するものとする。	【本編】 １１－５ 行政処分を行う際の留意点 １１－５－５ 監督処分のお知らせ （１） （略） （２） 法第１０６条の規定による公告を行った場合は、当該公告に係る<u>宣報の写し</u>を、遅滞なく、監督局長に対して送付するものとする。